

# 豊後大野市総合文化センター（エイトピアおおの）友の会 規約

## 【名 称】

第1条 この会の名称は、「エイトピアおおの友の会」とします。

## 【事務局】

第2条 本会の事務局は「豊後大野市総合文化センター」（以下、エイトピアおおのという）事務室内に置きます。

## 【目 的】

第3条 本会は芸術文化に広く関心を持つ人々によって構成され、豊後大野市総合文化センターが行う事業への参加を通して、芸術文化に対する視野を広げ、地域の向上に寄与することを目的とします。

## 【会 員】

第4条 会員とは、本会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ第6条に規定する手続きをした方をいいます。

## 【会 費】

第5条 会費は 年額1,000円とします。

ただし、10月1日以降に入会される場合は年額500円とします。

## 【入会及び更新手続き】

第6条 本会へ入会しようとするときは「エイトピアおおの友の会入会申込書」に必要事項を記載のうえ提出し、第5条に定める会費を納入してください。

2 更新の手続きは、会費の納入をもって行います。

3 会費の納入方法は事務局の指定する方法によるものとします。

## 【会員証】

第7条 加入者には、会員証（以下カードという）を発行します。なお、カードについては、次のように定めます。

（1）カードは会員のみが利用でき、他人に譲渡、貸与することはできません。

（2）カードは1人につき1枚限りの発行とします。

（3）カードの再発行にかかる費用は個人負担とします。（1枚100円）

（4）カードの紛失、盗難については、ただちに事務局に届け出てください。

## 【カードの有効期間】

第8条 カードの有効期間は、入会日から入会年度の3月31日までとします。

翌年度中（4月1日～3月31日まで）に更新手続きがない場合は、会員資格を失効します。

## 【会員特典】

第9条 会員は、次の特典を受けることができます。

(1) チケット優先予約・購入

◎エイトピアおおの 自主公演のチケットを、原則として一般発売の1週間前から予約できます。(1人2枚まで)

※優先でご購入いただける席数には、座席指定/数に制限があります。定数を超えた時点で受付を終了いたしますのでご了承ください。

(2) チケット割引販売

◎エイトピアおおの 自主公演のチケットを10%割引します。(1人2枚まで)

※割引対象の座席には限りがあります。

定数を超えた時点で受付を終了いたしますのでご了承ください。

(3) 自由席公演の優先入場

◎エイトピアおおの 自主公演において、座席が自由の場合、優先的にご入場いただけます。

ただし、会員1名につき同伴者は1名までです。

(4) 豊後大野市総合文化センター(指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス)より各種情報の発信

◎随時、エイトピアおおの の催事案内等をお手元にお届けします。

## 【届出事項の変更】

第10条 会員は、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、速やかに事務局へ提出願います。

この届出がないために、送付書類が延着、到着しない場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

## 【会員資格の喪失】

第11条 事務局は、会員が虚偽の申告を行い、支払いの催告にもかかわらず支払を怠り、または他の会員に迷惑をかける等、会員として相応しくない行為をしたときは、会員資格を取り消すことができるものとします。

## 【規約の変更】

第12条 本規約を変更したときは、事務局はその内容を会員に通知します。

## 【退会】

第13条 会員はいつでも退会できるものとし、事務局へ連絡のうえ会員証を返却願います。

ただし、納入済の年会費は返還できません。

## 【その他】

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は別に定めるものとします。

## 【附 則】

この規約は、平成19年4月1日から施行するものとします。

平成20年4月1日 改正。

平成22年4月1日 改正。

平成26年4月1日 改正。